

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和3年9月13日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名

大規模店舗等の自転車等駐車場附置義務制度改定支援業務委託

(2) 目的

世田谷区では、昭和59年度より放置自転車対策の一つとして、一定の用途地域内における一定規模以上の新設・増設施設に自転車等駐車場の設置を条例により義務付けている。平成7年度には施設の対象面積を変更し、また平成14年度には対象施設を追加するなどの改正を行ってきた。

一方、店舗等の業種、業態、立地条件等による多様な駐輪需要がある中、基準が一律のため、自転車等駐車場が不足し放置自転車が発生している駐車場や、逆に利用が少なく常に空いている駐車場がある、また利用しにくい場所に整備されるなど、制度が効果的に機能していない状況が見られている。

については、より実態に即した効果的で公平な制度としていくため、令和3年度から令和4年度にわたって実施する改定業務について、支援業務を委託する。

(3) 内容

<令和3年度>

現在想定している業務委託の内容については以下のとおりであるが、プロポーザル後、特定された企画提案書を踏まえ、世田谷区と受託者間の協議により仕様書を作成し決定する。

①現況調査

過去届出のあった施設（約300施設）について、店舗等の現状（届出時との差異）、設置した自転車等駐車場の現状を調査する。

②大規模店舗における自転車等駐車場の需要調査

店舗用途、立地等の特徴ごとに自転車等駐車場の利用調査を行い、自転車等駐車場の需要を把握する。

調査対象については、駅周辺、郊外、業態、規模等に分け、区と協議の上決定する。

③他自治体の同様な制度の調査

他の自治体における同様な制度を調査し、その特徴、内容・背景などを比較する。調査対象については区と協議のうえ決定する。

④課題の整理

調査結果を踏まえ、実態に即した制度となるための課題を整理する。

⑤方向性の検討

世田谷区における大規模店舗等の自転車等駐車場附置義務制度改定にあつての方向性を検討する。

⑥報告書作成

上記①から⑤について報告書にまとめる。

なお、令和3年度においては方向性の検討までとし、令和4年度は条例改正案の作成、根拠資料の作成（調査を含む）、改正に向けた合意形成業務を実施する予定である。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月下旬まで

（委託契約は年度ごとに行い、令和3年度の履行内容が良好と認められること、当該事業に係る予算の配当を条件として、令和4年度の契約を行う。）

2. プロポーザルに参加できる者の資格

提案書提出時において、次の要件を満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。また、同条第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものに該当しないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- (7) 企業の実績

官公庁が発注し、平成23年度以降に完了した東京都及び区市町村、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び左記各県内の市町村、全国の政令指定都市のいずれかにおける自転車等駐車場附置義務に関わる同種・類似業務の受託実績が1件以上あること。

ただし、同実績業務での一部不履行等の原因により、指名停止措置を受けた場合は実績として認めない。

- ・同種業務：大規模店舗等の自転車等駐車場附置義務制度に関する調査・検討業務
- ・類似業務：放置自転車対策に関する計画・方針等の調査・検討業務（大規模店舗等の自転車等駐車場附置義務が含まれるものに限る）
大規模店舗等の自動車駐車場附置義務の基準に関する調査・検討業務

(8) 予定技術者の要件

主任技術者において、官公庁が発注した平成23年度以降に完了した大規模店舗等の自転車等駐車場附置義務制度に関する調査・検討業務、又は類似業務の担当実績を有すること。

主任技術者は下記の資格を有するものであること。

技術士：建設部門（都市及び地方計画）

照査技術者は下記のいずれかの資格を有するものであること。

技術士：総合技術監理部門 又は 建設部門（都市及び地方計画）

土木学会認定土木技術者：一級以上（資格分野：交通）

担当技術者は下記のいずれかの資格を有することが望ましい。

技術士：建設部門（都市及び地方計画）

土木学会認定土木技術者：一級以上（資格分野：交通）

(9) 上記、(7)、(8)の確認のため実績等を証明する資料が提出できること。

3. 手続き等

(1) 担当 土木部交通安全自転車課（二子玉川分庁舎A棟2階A29番窓口）

場 所：〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1

電 話：03-6432-7967

F A X：03-6432-7996

メールアドレス：SEA01420@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

配布期間：令和3年9月13日(月)から9月27日(月)まで

※土日、祝日を除く9時から17時まで（12時から13時を除く）

配布場所：土木部交通安全自転車課 窓口及び世田谷区ホームページ掲載

区ホームページ：[世田谷区トップページ](#)→[住まい・街づくり・環境](#)→[自転車・自動二輪](#)→[自転車等駐車場附置義務について](#)

(3) 参加意思表明書の提出期間、提出先及び提出方法

提出期間：令和3年9月27日(月) 17時まで

※土日・祝日を除く9時から17時まで（12時から13時を除く）

提出方法：持参又は郵送（Eメールおよびファクシミリ可。郵送の場合は提出期限必着のこと。）

提出書類：① 参加意思表明書 【様式1】

② 企業実績 【様式2】

③ 予定技術者の業務実績等 【様式6】、【様式7】、【様式8】

④ 様式2に記載した企業実績が確認できる契約書の写し、様式6、7、8に記載した予定技術者の資格、業務実績が確認できる資料（一式）

提出場所：上記（1）

(4) 企画提案書等の提出期間、提出先及び提出方法

参加意思表明書において参加資格が確認できた提出者には「プロポーザル招請通知」をEメールにて送付する（令和3年9月30日（木））。この通知を受けた者は「大規模店舗等の自転車等駐車場附置義務制度改定支援業務委託プロポーザル説明書」を確認の上、以下のとおり関係書類を提出すること。

※書類は返却しない。

提出期限：令和3年11月1日（月）17時まで

※土日・祝日を除く9時から17時まで（12時から13時を除く）

提出場所：上記（1）

提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は提出期限必着のこと）

提出書類：① 企画提案書（様式4）

② 業務実施体制（様式5）

③ 予定技術者の業務実績等（様式6、様式7、様式8）

④ 特定テーマに対する提案（様式自由、A4版、10項以内）

⑤ 品質を確保する方法（様式自由、A4版、1頁以内）

⑥ 工程計画（様式自由、A4版、1頁以内）

⑦ 参考見積（様式自由、消費税込）

⑧ 会社概要（パンフレット等、様式自由）

提出部数：【正本】1部（①～⑧）

【副本】6部（②～⑦）

※企画提案書等はA4版で作成しファイル等に綴じて提出すること。

※【副本】には提案者が特定できる法人名、氏名等は記載しないこと。

（5）一次審査（書類審査）

- ・企画提案書等の書類審査を行い、二次審査対象者を3者程度選定する。
- ・一次審査の結果は、令和3年11月8日（月）に、企画提案書を提出した者全員にEメールにより通知する。

（6）二次審査（ヒアリング）

- ・ヒアリング審査予定日：令和3年11月15日（月）
- ・企画提案書の内容について、配置予定の主任技術者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査する。
- ・審査結果の通知：令和3年11月19日（金）（郵送）

4. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

5. 提案書を選定するための評価基準

（1）一次審査評価基準（書類審査）

審査項目	審査の視点
①事業目的・内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的・内容の理解度が高く、特に重視する着眼点、配慮すべき具体的な方法や進め方等が明確に記載されているか。 ・与条件及び問題整理・課題解決方法等が、業務目的及び特性を適切に把握した提案であるか。 ・説得力があり、かつ現実的な提案であるか。 ・課題解決するための創意工夫がなされた提案であるか。 ・提案内容が効果的な構成となっており、わかりやすいか。
②業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に必要な人員が十分確保され、業務分担が明確且つバックアップ体制がとれているか。 ・成果の品質を確保できる体制を整えているか。 (IS09001認証登録、照査体制等) ・工程計画が実行可能な体制を整えているか。 ・予定技術者が本業務で活用できる資格を有しているか、同種業務の実務実績が十分か。
③事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・企業として同種業務の実務実績が十分あるか。 ・過去の業務実績を踏まえ、当業務に対しても専門技術を十分に発揮できると認められるか。
④見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積もり金額が適切であるか。

(2) 二次審査評価基準（ヒアリング審査）

⑤ヒアリングの評価及び業務担当者の取組み姿勢	①～④に係るヒアリング評価及び、業務担当者の取組み姿勢について評価する。
------------------------	--------------------------------------

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 契約等について
 - ・審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- (6) 参加表明書及び企画提案書の作成に関わる費用について
 - ・参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリング等に関わる費用は、参加者の負担とする。
- (7) 参加表明書及び企画提案書の取り扱い等について

- ・提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。また、選定の目的以外に使用しない。
 - ・区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称ならびに企画提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 本業務の成果について、著作権、著作権は、すべて委託者に帰属する。受託者は、委託者の承諾なしに使用又は公表してはならない。
- (9) 詳細は説明書による。